

水俣病訴訟の経緯から現代における企業倫理を考える

平成30年度3年2組（32）二神遥香
指導 教育学部 川瀬久美子

はじめに

近年、自動車のデータ改ざんなどの企業倫理が問われる不祥事が多く起こっている。水俣病訴訟では、企業の無責任さが問題となった。そこで、いかにして水俣病訴訟で企業の責任を認めさせたのかについて調べ、どうすれば再び同じ問題が起きないようにするかを検討する。

研究方法

本研究では、高峰武(2016)、水俣市立水俣病資料館(2015)、原田正純(2005)の文献を参考にしながら考察した。

水俣病について

水俣病はメチル水銀化合物(有機水銀)が環境に排出され、食物連鎖によって人が食べることで発生するメチル水銀中毒のこと。

日本でも有数の大企業であったチッソがメチル水銀を含んだ廃液を海に無処理で垂れ流したため、水俣病を引き起こした。しかしチッソは水俣病を引き起こしたことを認めず、水俣病患者に対して全く取り合わなかったため、加害企業であるチッソの無責任さが問題となった。

なぜ裁判に発展したのか

水俣病を引き起こす工場排水を垂れ流した企業チッソは、排水を止めなかった。

その後チッソは、今後何も訴えないという誓約書を水俣病患者に結ばせた。

そのせいで、水俣病の患者・家族は行動を起こせなかったが、新潟水俣病訴訟で患者側が勝訴したことで、水俣病の患者・家族はチッソに謝罪と補償を要求した。

しかし、チッソだけでなく、国も日本有数の大企業だったチッソの操業を止めたくなかったので相手にしてくれなかった。

そのため、水俣病の患者・家族は**裁判に行かざるをえなかった**。

チッソにはどのような責任があったのか

患者への謝罪・補償

チッソのその責任に対しての姿勢

罪を認めない

裁判結果

水俣病第1次訴訟 …患者・家族が勝訴

1969（昭和44）年にチッソとの直接交渉を求めた患者・家族28世帯112人がチッソを相手に15億8800万円の慰謝料請求を熊本地裁に提訴。

この裁判の論点となったのは

水俣病を発生させたのは、チッソ側に故意または過失（予見可能性の有無）があったかどうか。
→補償協定（一時金1600万円、医療費等をチッソが支給）ができた

水俣病第2次訴訟 …患者・家族が勝訴

1973（昭和48）年に**水俣病認定申請**をして棄却された34人と患者10人及び家族の141人がチッソの加害責任を追及して総額16億8400万円の損害賠償請求を熊本地裁に提訴。

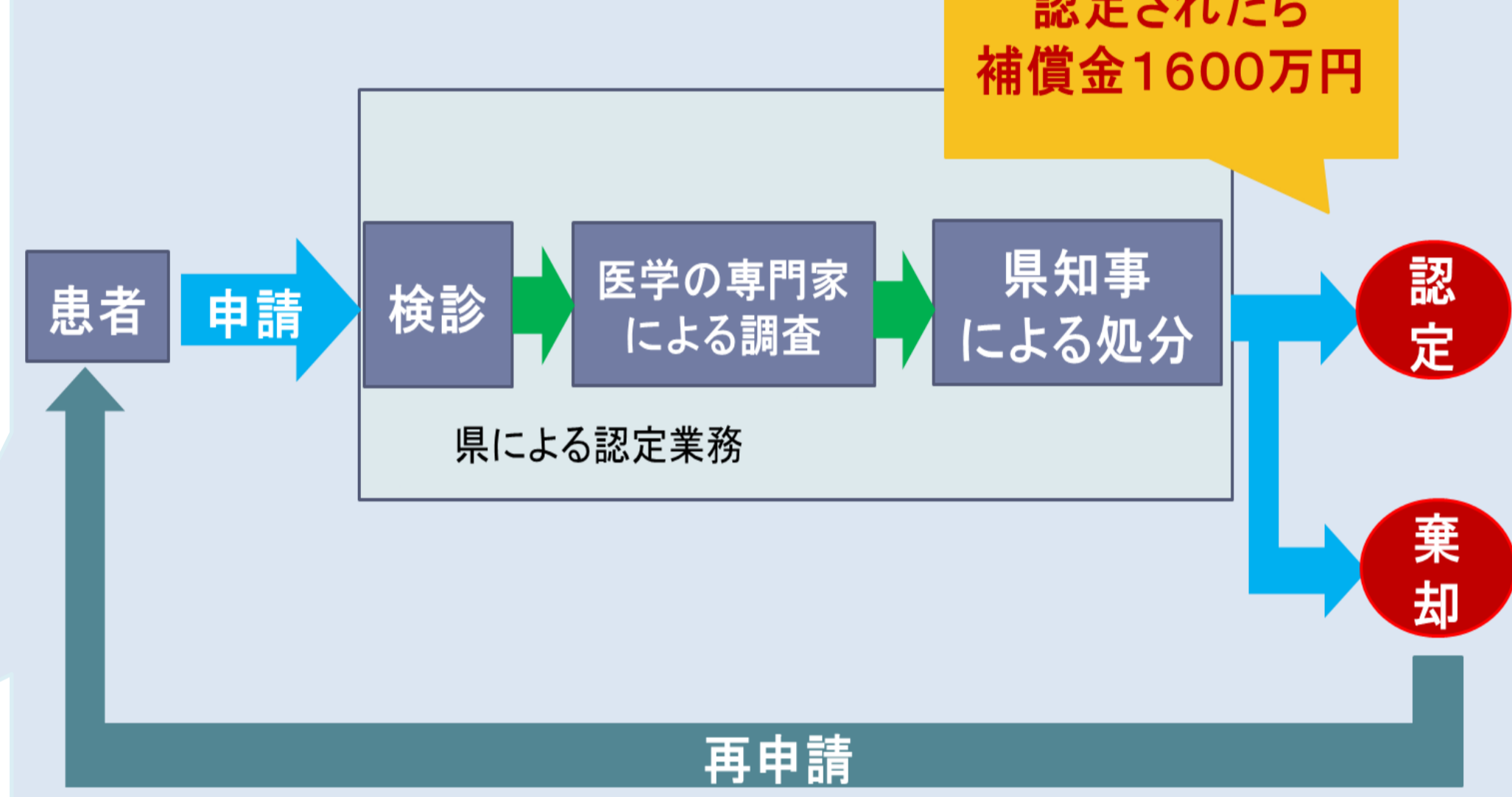
→原告14人のうち12人を水俣病と認め、水俣病の判断基準をより広く

※訴訟進行途中で補償協定ができたため、第2次訴訟原告らも水俣病と認定されると裁判を取り下げた。そのため判決時には14人の水俣病未認定患者が残った。

水俣病第3次訴訟 …患者・家族が勝訴

1980（昭和55）年に水俣病未認定の69人と家族計85人が国、熊本県、チッソを相手に国、熊本県の水俣病発生・拡大を防止する業務等を怠った国家賠償法上の行政責任及びチッソの加害者責任を追及して、総額13億770万円の損害賠償請求を熊本地裁に提訴。

水俣病認定制度



チッソが補償に耐えられるのかという問題から水俣病の判断基準を厳しくしたため、水俣病と認定されなかった患者たちが裁判を起こす

1990年に、患者の高齢化なども考慮し、東京地裁が**早期解決に向けて和解勧告**した。しかし、棄却された申請を認めてもらうためや、裁判を起こしていない人にも救済をするべく、水俣病の判断基準の見直しを求める**裁判が今も続いている**。

まとめ

○水俣病が裁判にまでなり、現在でも解決できていない原因として、企業がすぐに問題を認めなかったことがあげられる。水俣病がこんなにも甚大な被害を出したのは、チッソが水俣病の原因は自分たちにあると気づいていながらも操業を停止しなかったからだ。今まで積み上げてきた信頼がなくなってしまうことや多額の慰謝料などの不利益のことを考え、人は真実を隠してしまうが、この水俣病訴訟から、もし何か事件や事故が起こった際は、本当のことを言うのが一番の早期解決になると考える。

○水俣病訴訟では、企業だけでなく国にも問題があるといえる。莫大な補償金などの問題から、本来国民の味方であるはずの国がチッソを擁護し、水俣病の認定基準をとてもしも厳しいものにしたことで、今でも水俣病に認定してもらうための裁判が起こっている。このことから、企業だけでなく国にも誠意を持った対応が大切だと考えた。

謝辞

この研究の準備・指導をしてくださった愛媛大学教育学部の川瀬久美子先生、愛媛大学附属高等学校の高津誠司先生、本当にありがとうございました。

企業倫理（企業活動を行う中で守るべき考え方を文書化・制度化するなどして組織内に浸透させ、日々実践していくことが重要

参考文献

高峰武『水俣病を知っていますか』岩波書店、2016

水俣市立水俣病資料館『水俣病 その歴史と教訓』水俣市、2015

原田正純『水俣学講義』日本評論社、2005
板井優『第4回 水俣病裁判と和解』
富樫貞夫『第7回 法創造に挑む水俣病裁判』

水俣病不知火患者会＋北岡秀郎『見捨てられた水俣病患者たち—救済を待つ人びと』花伝社、2015
北岡秀郎『第1章 水俣病救済の歴史』